別表

工事損失補償事務の手続

建物等の事前調査	工事着手前における建物等の現状を把握するための調査を行う。
↓	
工事着工	
↓	
工事竣工	
↓	
建物等の所有者から 損害発生の申し出	工事完了日から1年以内に事後調査依頼書を受領する。
↓	
損害等と工事との 因果関係の判断（工事担当課）	工事による損害等であるか、建物等の自然的老巧化、構造的欠陥等の工事によらない損害等であるか等の因果関係の判断を行う。
↓	
建物等の事後調査、報告書 （補償コンサルタント）	（舗装工事完了後）当該工事による建物等への影響を把握するための調査を行う。
↓	
原状回復費用算定 （補償コンサルタント）	修復に要する費用を算出する。
↓	
補償額の算定及び交渉伺いの決裁	補償額を提示し、交渉を行うため、以下の書類を添付して決裁を受ける。 添付書類 ・建物等の概要 ・経過書 ・位置図 ・工事図面 ・建物等の所有者を証明する書類 住民票 公図・土地、建物の登記事項証明書 固定資産の課税明細書 戸籍謄本（相続が発生し、相続登記がされていない場合） 相続関係書類 ・建物等事後調査の報告及び費用算定に関する書類一式 ・執行伺
↓	
交渉・補償額提示	建物等の所有者と補償額の交渉を行う。
↓	
補償契約締結の決裁	補償額の合意後、補償契約締結の決裁を受ける。 委任状（建物等の所有者が複数の場合） 支出負担行為
↓	
補償契約書締結	
↓	
補償金の支払	請求書を受領し、補償金を支出する。（支出命令）
↓	
工事損失補償台帳の作成	